公告

諸事項

工場財団

宮城県仙台市宮城野区港四丁目15番１号**東洋刃物株式会社**の工場財団に宮城県多賀城市宮内二丁目116番地東洋刃物株式会社多賀城工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押､仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年１月８日　　仙台法務局塩釜支局

佐賀県鳥栖市藤木町字若桜2465番地**鳥栖ガス株式会社**の工場財団に佐賀県鳥栖市藤木町字若桜2465番地鳥栖ガス株式会社鳥栖工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年１月８日

佐賀地方法務局鳥栖出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成21年12月28日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年１月８日

さいたま地方法務局長　西川　　優

記

氏名　山本　　傑

所属する司法書士会　埼玉司法書士会

登録番号　埼玉第906号

事務所の所在地　埼玉県秩父市永田町４番17号

違反行為　本人確認義務及び登記申請意思確認義務違反

国営美女土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営美女土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成22年１月８日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営美女土地改良事業計画書(農業用用排水)の写し

２　縦覧期間

平成22年１月12日から平成22年２月８日まで

３　縦覧場所

北海道網走郡美幌町及び同郡大空町各事務所

国営利別川左岸土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営利別川左岸土地改良事業（農業用用排水―明渠排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成22年１月８日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営利別川左岸土地改良事業計画書（農業用用排水―明渠排水）の写し

２　縦覧期間

平成22年１月12日から平成22年２月８日まで

３　縦覧場所

北海道中川郡池田町及び同郡本別町各事務所

国営北見土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営北見土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）につき土地改良事業計画を定めたので､同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成22年１月８日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営北見土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）の写し

２　縦覧期間

平成22年１月12日から平成22年２月８日まで

３　縦覧場所

北海道北見市事務所

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年１月８日　　経済産業大臣　直嶋　正行

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社西武百貨店	東京都豊島区南池袋一丁目28番１号	友第3004号	平成21年８月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条３の61の許可を受けた者は、株式会社そごうとの合併により、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年１月８日　　関東経済産業局長　高原　一郎

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成22年３月９日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成22年３月９日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
株式会社西武百貨店	東京都豊島区南池袋一丁目28番１号	平成21年８月１日